

副本

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪唯夫 ほか3名

被告 国 ほか1名

第1準備書面

平成30年6月18日

岐阜地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告国指定代理人

岡部直樹 (印)

堀内章子 (印)

西野満 (印)

高松浩之 (印)

小島寿一 (印)

奥村祐奈 (印)

大澤一輝 (印)

正木伊純 (印)

石森光輝 (印)

森邊彦 (印)

榎原真己 (印)

被告国は、本準備書面において、原告らの平成30年4月16日付け訴状訂正申立書（以下「訴状訂正中立書」という。）による訂正後の請求の趣旨に対する答弁を行い（後記第1）、本案前の答弁の理由を述べるとともに（後記第2）、訴状における請求の原因に対する認否を行った上（後記第3）、原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論を行う（後記第4）。

## 第1 訂正後の請求の趣旨に対する答弁

### 1 主位的答弁（本案前の答弁）

- (1) 原告らの被告国に対する本件訴えを却下する
- (2) 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする  
との判決を求める。

### 2 予備的答弁（本案の答弁）

- (1) 原告らの被告国に対する請求を棄却する
- (2) 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする  
との判決を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

- 1 原告らは、被告国に対する請求の趣旨として、「別紙物件目録2記載の情報を抹消せよ」との判決を求めていたところ、被告国からの本案前の答弁において、抹消を求める対象が何であるのかが特定されていない旨を受けて、訴状訂正申立書において、被告国に抹消を求める対象につき、訴状の別紙「物件目録2」中の「警察庁が保管している下記物件」とあるのを、「警察庁警備局が保管している下記物件」と訂正することにより、請求の趣旨を特定したと主張するようである。

- 2 しかしながら、依然として、原告らが被告国に抹消を求める対象が何であるのかが特定されていないといわざるを得ない。

答弁書第2の2（3及び4ページ）でも述べたとおり、警察庁警備局が法令に基づいて個人情報を取得・保有することがあることから、原告らの請求は、警察庁警備局が保有する原告らの個人情報のうち、岐阜県警が原告らの人格権を侵害して違法に収集した情報の抹消を求めているものと解されるところ、警察庁警備局の保有する原告らの個人情報のうち「岐阜県警が原告らの人格権を侵害して違法に収集したもの」が何であるのかは依然として具体的に主張していないのである。

したがって、原告らの被告国に対する訴えは、請求の趣旨及び原因により請求が特定できておらず、不適法なものであるから、速やかに却下されるべきである。

### 第3 請求の原因に対する認否

#### 1 「第1 当事者」について

##### (1) 「1 原告ら」について

不知。

##### (2) 「2 被告岐阜県」について

相被告岐阜県に関する事項につき、認否の限りでない。

##### (3) 「3 被告国」について

国家公安委員会が警察庁を管理していること、警察庁に警備局が置かれていること、被告国が国家賠償法上の責任主体であることは認め、その余は、別紙物件目録2記載の情報が特定されていないため、認否を留保する。

#### 2 「第2 事実経過」について

##### (1) 「1 岐阜県警とシーテック社の密談」について

相被告岐阜県に関する事項につき、認否の限りでない。

- (2) 「2 新聞報道」について  
不知。
- (3) 「3 岐阜県警・警察庁が保有する原告らの個人情報」について
  - ア 「(1) 岐阜県警」について  
相被告岐阜県に関する事項につき、認否の限りでない。
  - イ 「(2) 警察庁」について  
原告らのいう「原告らの個人情報」が特定されていないため、認否を留保する。
- (4) 「4 個人情報開示請求」について  
相被告岐阜県に関する事項につき、認否の限りでない。
- 3 「第3 個人に関する情報の収集・保有・利用の権利侵害及び違法性」について
  - (1) 「1 プライバシー権乃至個人情報を承諾なくみだりに収集・保有・利用されない権利」及び「2 公権力による個人情報の収集・保有・利用」について  
争う。
  - (2) 「3 原告等の個人情報収集の違法性」について
    - ア 「(1) 岐阜県警」について  
相被告岐阜県に関する事項につき、認否の限りでない。
    - イ 「(2) 警察庁警備局」について  
争う。
- 4 「第4 人格権に基づく差止請求」について  
争う。
- 5 「第5 まとめ」について  
認否の限りでない。
- 6 「第6 併合上申」について

本件訴訟と御庁に係属中の平成28年(ワ)第758号大垣警察市民監視国家賠償請求事件との併合審理についての意見は、別途上申書により明らかにする。

#### 第4 原告らの主張に対する被告国の反論

##### 1 原告らの主張

原告らは、「個人に関する情報(個人情報)が行政機関によって集中的に管理されているという現代社会においては、個人が自己に関する情報を自らコントロールすることについて法的な保護に値する利益を有するというべきである。」「プライバシー権乃至個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・保有・利用されない自由が、憲法13条によって人格権の一内容として保障されるというべきである。」「人格権侵害に対しては、事後的に損害賠償請求による救済がなされるだけでなく、差止請求権も認められる。人格権に基づく差止請求権の具体的内容は、人格権侵害がなされる前であれば、侵害行為を事前に差し止めることであるが、侵害がすでになされた後であれば、人格権を侵害して収集された個人データ等の情報の抹消請求権である。」と主張している(訴状第3の1・6及び7ページ、訴状第4・8ページ)。

##### 2 被告国の反論

###### (1) プライバシー権は国が保管する情報の抹消請求の根拠とはならないこと

###### ア 最高裁の判例法上、プライバシー権が、個人の人格的権利として憲法13条によって保障されたものとまでは認められないこと

これまで、最高裁判所は、個人のプライバシーに関して、数次にわたって判断を示しており(最高裁昭和44年12月24日大法院判決・刑集23巻12号1625ページ、最高裁平成7年12月15日第三小法院判決・刑集49巻10号842ページなど)、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されな

い自由を有する旨の判示はしてきたところである（前記最高裁昭和44年12月24日大法廷判決参照）が、かかる一連の最高裁判決については、「判例は、プライバシーについても、法的保護に値する人格的利益として一定の場合にその損害が違法とされることを明らかにしているが、憲法13条により保障された人権としての『プライバシー権』が認められるか否か、その内容はどのようなものであるか等について判示した最高裁判決はなく、また、私人間においてプライバシー侵害が違法と認められた事案でも、人格権としての『プライバシー権』を認めることについては、最高裁は慎重な立場をとっている。このことは、『プライバシー』という概念自体が極めて多義的であってその外延及び内容が不明確であることを考慮したものと考えられる。」（増森珠美・「最高裁判所判例解説民事篇平成20年度」158ページ）と評されている。つまり、かかる一連の最高裁判決は、プライバシーを憲法13条によって保障された個人の人格権とまでは認めていないのである。

このように、プライバシーに関して判示した最高裁判決を遡覧しても、人格権としての「プライバシー権」は、その概念の多義性、内容の不明確性等から、憲法13条に保障されるべき人格的利益としてはいまだ認められていないのである。

イ 国に対して積極的・具体的作為を求める権利となるプライバシーに関する個人的利益（自己情報コントロール権）は、憲法上保障されたものではないこと

取り分け、個人が「プライバシー」などの人格権に基づき、直接情報の差止・抹消等の積極的な作為を求めることに関しては、「人格的利益が不法行為における被侵害利益にあるということと、人格権利益に排他性を認めるということは同一レベルの議論ではない。少なくとも当該人格的利益を権利として構成できるだけの法理論的根拠なしに排他性を認めることは

困難であり、いわゆる受忍限度論だけでは解決できないであろう。人格権として排他性を有する（その意味で物権に類似した支配的機能を有する）と認められるものについて、その侵害に差止請求権を肯定すべきである。」とした上、プライバシーに関しては、「プライバシーの権利概念は不明確であり、（中略）現段階でプライバシーの権利は名誉権と同様排他性を有する人格権であるとしてその差止めが認容される状況にはない。」（竹田稔「プライバシー侵害と民事責任」増補改訂版226及び227ページ）と指摘されているところであり、前記アのとおり、権利概念が確立されていない抽象的な「プライバシー」に関する人格的利益などといったものは、仮に不法行為における被侵害利益としてこれを見ることができるとしても、それが名誉権と同様の物権類似の排他性を有すると解することはできないから、情報の差止（抹消）請求権等の積極的な作為を求める具体的権利（情報コントロール権又はこれに類する内容の権利ないし人格的利益）として、憲法上保障されたものとみる余地はない。

この点に関しては、前掲最高裁調査官解説においても、「最高裁は、『プライバシー権』について、これを具体的な内容を有する権利として正面から認める判断を示しておらず、また、不法行為の成否等が問題となった場面においても、上記のような伝統的なプライバシー概念に属する権利ないし利益を超えて、いわゆる情報コントロール権又はこれに類する内容の権利ないし人格的利益が認められるか否かについて判示した最高裁判例もない。」（前掲「最高裁判所判例解説民事篇平成20年度」161ページ）とされているところであり、この最高裁調査官解説に係る最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決（民集62巻3号665ページ）も、住民基本台帳ネットワークシステムにより行政機関が住民の個人情報を収集、管理又は利用することがプライバシー権その他の人格権を違法に侵害するものであるか否かが問題となった事案に関して、「憲法13条は、国民の私

生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される」としながらも、「行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではないと解するのが相当である。また、以上に述べたところからすれば、住基ネットにより被上告人らの本人確認情報が管理、利用等されることによって、自己のプライバシーに関わる情報の取扱いについて自己決定する権利ないし利益が違法に侵害されたとする被上告人らの主張にも理由がないものというべきである。」と判示している。同判決については、「本判決は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由という限度では、これが憲法13条により保障されることは肯定したが、『プライバシー権』ないしその一内容としての『自己情報コントロール権』が憲法上保障された人権と認められるか否かについては正面から判断していない」が、「本判決があえて原判決と異なる判断枠組みを採用していること、『個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由』については明示的に憲法上の人権として認める判断をしていることとの対比からすれば、少なくとも、原判決が肯定したところの、行政機関による個人識別情報の管理、利用等に同意するか否かを自ら決定する権利という内容の『自己情報コントロール権』については、憲法上の権利とは認められないとの判断を前提としたものとも解される。」、「本判決は、自己のプライバシーに関わる秘匿性の高い情報の取扱いについて、一定の場合に何らかの方法でこれを『コントロール』する権利等を肯定する余地を完全に否定したものではないが、少なくとも、個人識別情報等の個



人情報一般について、その管理、利用等に同意するか否かを自ら決定する権利（同意権）を広く肯定する見解は採用しなかったものと解される。」

（前掲「最高裁判所判例解説民事篇平成20年度」162ないし164ページ）と評されている。

以上のとおり、プライバシー権に関しては、憲法上、仮にそれが不法行為法上の被侵害利益として、一定の権利性が認められたとしても、被告国に対して、情報の差止・抹消等の一定の作為を積極的に求める具体的権利としては、プライバシー権又はそれに類する人格的利益としても認められる余地はないと解される。

#### ウ いわゆる消極的自由権としてのプライバシー権は、個人情報抹消請求の根拠とはならないこと

仮に、原告が、その依拠する人格権（プライバシー権）の内容として、国からその行使を妨げられない人格的利益（消極的自由権）としてのそれを主張するものであったとしても、そのような人格的利益は、消極的自由権という性質そのものからして、憲法上、国民の私生活上の自由について、公権力の行使に対して保護されるものというにとどまるものであるから、それが国に対し、積極的な作為（情報の抹消等）を認める根拠とはなり得ない。

#### エ 小括

以上の次第であり、原告が情報の抹消を求める根拠として主張する人格権（プライバシー権）は、憲法13条により個人の人格的権利として具体的に保障されたものではなく、仮にプライバシーに関し、何らかの人格的利益として認められる余地があったとしても、いまだその概念自体が不明確であり、名誉権などのような物権類似の排他性を有するものと解することはできないから、少なくとも、被告国に対して、情報の抹消という積極的な作為を求める権利として保障されているとみる余地はない。

したがって、いずれにせよ、憲法を直接の根拠とする原告の主張は、被告国に対し個人情報の抹消を求める理由としては、それ自体失当というほかない。

- (2) 仮に、プライバシーに関わる事項について、人格権に基づく抹消請求を認め得る余地があるとしても、原告らの被告国に対する請求には理由がないこと

仮に、プライバシーに関わる事項について、人格権に基づく抹消請求を認め得る余地があるとしても、一般に、国や公共団体は、その行政目的を達成するため、法令の範囲内において、情報を収集し、収集した情報を保管、利用し、抹消する権能を有しており、当該情報が個人の肖像権やプライバシーに関わるからといって、当然に人格権に基づく抹消請求が認められるものではないから、国又は公共団体の保有する個人に関する情報の収集手続に違法があり、国又は公共団体が当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合に限り、当該個人は、人格権に基づき、当該情報の抹消を請求することができるかと解すべきである（東京地裁平成25年5月28日判決・判例地方自治379号57ページ）。

そして、警察法2条1項は「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする」と規定していることを受けて、警察庁においても、この責務を遂行するために、法令の範囲内で必要な情報を収集している。

しかるに、原告らは、警察庁警備局が保有するという原告らの個人情報のうち、違法に収集したものが何であるのか、その情報をどのように収集したのか、いかなる理由でその収集が違法といえるのかを具体的に主張していない。

そうすると、原告らにおいて、これらの点を具体的に主張立証しない以上

は、原告ら被告国に対する請求は理由がないというほかない。

## 第5 結語

以上のとおり、原告らの被告国に対する本件訴えは不適法であるから、速やかに却下されるべきであるが、仮に本案に関する審理がなされたとしても、原告らの被告国に対する請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上